

三郷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月27日

三郷市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

三郷市農業委員会は、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて農地等の利用の最適化を図るための指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和9年度を目標とし、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年度)	289ha	9ha	3.11%
3年後の目標 (令和7年度)	275ha	8ha	2.9%
目 標 (令和9年度)	260ha	7ha	2.69%

現状の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地の合計面積

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員と推進委員による農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査を実施し、調査の徹底を図る。それぞれに調査時期については「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農林振興局長連名

通知)に基づき実施する。

- ② 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ③ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年度)	289ha	25.8ha	8.92%
3年後の目標 (令和7年度)	275ha	30.8ha	11.20%
目 標 (令和9年度)	260ha	35.8ha	13.76%

現状の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

農業委員及び推進委員の現場活動等により把握した情報をもとに、三郷市等の関係機関と連携し農地利用集積を推進する。また、担い手である認定農業者の掘り起しや再設定の確保に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1 経営体

(2) 新規参入の促進に向けた推進方法

埼玉県及び三郷市等の関係機関と連携し、農業を始めようとする新規就農者への支援体制の構築を図る。